議案第121号

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 改正する条例について

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成16 年飛驒市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の222.5」に改める。

第2条 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年12月1日 から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づい て支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。 (第1条) 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略
(期末手当)	(期末手当)
第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の212.5	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の
を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛 F	222.5を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。

(第2条) 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案	
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略	
(期末手当)	(期末手当)	
第5条略	第5条 略	
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定す	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定す	
る者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解	る者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解	
散による任期満了の日現在) において受けるべき議員報酬月額及び	散による任期満了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及び	
その額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合	その額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の217.5</u>	
においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の		
<u>222.5</u> を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛	を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛	
騨市条例第58号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一	騨市条例第58号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一	
般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額と	般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額と	
する。	する。	
以下 略	以下略	

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一				
	部を改正する条例について				
担 当 部	総務部				
提案理由	人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正				
制定改廃	令和4年人事院勧告の骨子(令和4年8月8日付)				
の根拠等	※給与調査(従業員50人以上の約11,800事業所、約45万人)				
	(調査結果)				
	· 月 例 給:民間給与平均 405,970円				
	国家公務員給与 405,049円 [較差921円]				
	・ボーナス:民間の支給割合 4.41月				
	公務の支給月数 4.30月 [較差0.11月]				
	(一般職の給与改定の内容)				
	・月例給:民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必				
	要があり、人材確保の観点等を踏まえ、若年層について、基本的な				
	給与である俸給を引き上げる。				
	・ボーナス:民間の支給割合との均衡を図るため勤勉手当0.10月分の引				
	上げを行う。				
	国における特別職の給与については、「特別職の職員の給与に関する				
	法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の				
	給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によるとされている。				
条例の	国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給率引上げに合わせ議				
概要	会議員の期末手当の支給率を引き上げるもの。				
	(議会議員の支給月数)				
	6月期 12月期				
	令和 4 年度 期末手当 2.125月(支給済み) <u>2.225月(現行2.125月)</u>				
	5年度以降 期末手当 2.175月 2.175月				
市民への	【影響の規模】				
影響等	423千円(13人)				

施	行 日	(/	第1条)公布の日(適用日:令和4年12月1日)
		(4	第2条) 令和5年4月1日
備	考	-	